

第10回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月11日(金) 9時33分～10時7分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3階 委員会室

3. 出席農業委員 (17名)

1番委員	古川 榮	2番委員	角田 晃一	3番委員	三浦 良孝
4番委員	丹代 純嗣	5番委員	佐藤 徳樹	6番委員	小山内 知寛
7番委員	今井 文雄	8番委員	小田桐 志賀子	9番委員	今井 龍美
10番委員	福士 弘	11番委員	齋藤 美也子	12番委員	大川 哲彌
13番委員	山口 知治	14番委員	欠	15番委員	葛西 雅博
16番委員	柴田 博明	17番委員	齋藤 久嗣	18番委員	欠番
19番委員	三浦 勝志				

4. 欠席農業委員 (1名)

14番委員	白戸 昭夫				
-------	-------	--	--	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (5名)

平賀-1	欠	平賀-2	今井 三男	平賀-3	欠
平賀-4	工藤 勉	平賀-5	谷川 信秀	尾上-1	欠
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

6. 欠席農地利用最適化推進委員 (3名)

平賀-1	赤平 和総	平賀-3	七戸 茂春	尾上-1	小野 良
------	-------	------	-------	------	------

7. 出席事務局職員 (4名)

事務局長	谷川 功	碓ヶ関支局長	鈴木 浩	農地係長	清藤 哲彦
農地係主事	齋藤 康太				

8. 議事日程等

- 第1 開 会
- 第2 会期の決定
- 第3 議事録署名者並びに説明者の指名
- 第4 書記の指名
- 第5 上程議案

- 議案第 32 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について
- 議案第 33 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 34 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る意見について
- 報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 21 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 22 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について
- 報告第 23 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

第 6 閉会

9. 会議の概要

- ・会長あいさつ (省 略)
- ・農業委員会憲章唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 9 時 33 分]

議長
(柴田博明)

これより第 10 回総会を開会いたします。
只今の出席委員は、18 名中 17 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
15 番葛西委員、17 番齋藤委員の両名にお願いいたします。
議案説明のため、農地利用最適化推進委員、谷川事務局長、鈴木碓ヶ関支局長、清藤農地係長、齋藤主事の出席を求めました。
書記には、清藤農地係長を採用いたします。

本日の議案は、お手元に配布してある議案第 32 号から議案第 34 号まで 3 件、ほかに報告が 4 件でございます。

それでは、議案第 32 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

齋藤主事

(議案第 32 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地法第 3 条調査書」と合わせてご覧ください。

3 ページをご覧ください。

今回は賃貸借権設定のみの申請で、件数が 5 件、田 21 筆、面積 58,181 平方メートルとなっています。

それでは、2 ページをご覧ください。

今回の 3 条賃貸借権設定の申請事由は、整理番号 41 番から 45 番まですべて、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

今回申請のあった案件については農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

それでは、1 番、古川委員から賃貸借権設定の整理番号 41 番、42 番の報告をお願いします。

1 番古川委員

賃貸借権設定の整理番号 41 番、42 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人はいずれも市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域と調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、賃貸借権設定の整理番号 43 番、44 番は、平賀-1 番、赤平推進委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

齋藤主事

平賀-1 番、赤平推進委員より現地調査の結果報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。

賃貸借権設定の整理番号 43 番、44 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人はいずれも市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います、との事でした。

以上です。

議長

次に、1番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号45番の報告をお願いします。

1番古川委員

賃貸借権設定の整理番号45番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、隣接地の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。

それでは、議案第32号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第32号を原案のとおり決定いたします。次に、議案第33号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主事

(議案第33号表題部読上げ後)

5ページをご覧ください。

今回は所有権移転が4件、面積10,663平方メートルで、筆数10筆の地目は全て田です。

整理番号37番から40番まで、いずれも譲受人の経営拡大による売買です。

今回申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 13 番山口委員、補足説明がありましたらお願いします。

13 番山口委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 37 番	総額	1,610,400 円	10 アール当たり	300,000 円
-----------	----	-------------	-----------	-----------

整理番号 38 番	総額	967,500 円	10 アール当たり	250,000 円
-----------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 39 番	総額	300,000 円	10 アール当たり	265,018 円
-----------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 40 番	総額	87,900 円	10 アール当たり	300,000 円
-----------	----	----------	-----------	-----------

となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、議案第 33 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 33 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 33 号を原案のとおり決定いたします。次に、議案第 34 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

清藤係長

(議案第 34 号表題部読上げ後)

7 ページが市からの照会文書、8、9 ページが改正の概要、10 ページから 42 ページが新旧対照表で、右が現行、左が変更後で赤字が改正された部分です。

別冊で配布したものが改正された基本的な構想の製本となります。

改正内容に入る前に農業経営基盤強化促進法とはどんな法律かということを中心に説明します。

農業経営基盤強化促進法とは、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じた法律です。

たとえば、農用地利用集積計画の作成、認定農業者制度、新規就農者制度等について規定しています。

また、市町村が法第 6 条第 1 項の規定により、基本構想を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会及び当該市町村の農業協同組合の意見を聴かなければならないことになっていることから、今回の議案提出となりました。

8 ページをご覧ください。

改正の趣旨ですが、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は同法第 6 条第 1 項に基づき市町村が定めるものであるますが、基本構想は法第 6 条第 3 項において、県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に即することが定められていることから、法及び基本方針の改正に伴い基本構想を変更する必要があるため改正するものであります。

主な改正点ですが、第 1 の 1、農業経営基盤の強化の促進に関する目標の 1、基本的な農業振興の目標における変更内容は、現状に合わせて変更したということで、TPP などが追記されています。

新旧対照表の 11 ページになります。

第 1 の 2、育成する農業経営体の経営育成の目標における変更内容は、所得・労働時間目標は変更せず、新規就農者の所得目標として、認定農業者の目標の 5 割程度と記載されています。

新旧対照表の 11 ページ下から 12 ページになります。

第 1 の 4、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の目標における変更内容は、新規就農者の所得目標を前々項に移行し、新規就農者数の確保目標等について記載しています。

新旧対照表の 12 ページ、13 ページのところになります。

第 2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標の変更内容は、所得・労働時間目標を達成できる経営指標の類型に整理したということで、経営類型が集約され、営農類型名や経営規模等も変更されています。

新旧対照表の 15 ページから 20 ページのところになります。

第 2 の 2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標の変更内容は、所得・労働時間目標を達成できる経営指標の類型に整理したということで、営農類型が 5 から 3 に変更になっています。

また、施設野菜の夏秋いちご・夏秋トマトがなくなっています。

新旧対照表の 21 ページから 23 ページになります。

第 3、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項の変更内容は、農地中間管理事業を利用した農地の集積について追記し、面

積のシェア目標を変更しています。

新旧対照表の 24 ページから 25 ページ中段のところで、改正の概要のアからエがその考え方となっています。

第 4、農業経営基盤強化促進事業に関する事項の変更内容は、農業委員会による農用地の利用調整について追記まいります。

新旧対照表の 25 ページになります。

第 4 の 1、利用権設定等促進事業に関する事項の変更内容は、農地中間管理事業の活用について追記しています。

新旧対照表の 25 ページ下から 26 ページ上段のところでは。

第 5、農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項の 1、利用権設定等促進事業を行う者に関する事項の変更内容は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方と、他の関係機関及び関係団体との連携について追記しています。

新旧対照表の 36 ページ上段のところでは。

その他、ですます調への修正、言い回しの修正、名称の変更がなされました。

例としては、「する」は「します」へ変更され、「作付け」は「栽培」へ、「農業生産法人」は「農地所有適格法人」へ、「県農業会議」は「農業委員会ネットワーク機構」へ変更されています。

また、担当課より、慎重に作成しましたが、字句等に簡易な訂正が見つかった場合、その修正は一任くださいとのことでした。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 34 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 34 号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 34 号を原案のとおり決定いたします。次に、報告 4 件を一括して、事務局から説明願います。

齋藤主事

(報告第 20 号表題部読上げ後)

44 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 2 件、田 4 筆、面積 14,385 平方メートルとなっています。

整理番号 15 番は、借受人の都合による解約で、解約後は農地中間管理機構へ貸付予定です。

整理番号 16 番は、貸付人の都合による解約で、解約後は他者へ貸付予定です。

(報告第 21 号表題部読上げ後)

46 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 2 件、面積 7,518 平方メートル、田 1 筆、855 平方メートル、畑 7 筆、6,663 平方メートルとなっています。

整理番号 16 番は、借受人の都合による解約です。

整理番号 17 番は、土地収用に伴う解約です。

(報告第 22 号表題部読上げ後)

48 ページから 50 ページをご覧ください。

今回の 5 条転用届出は、所有権移転を伴う案件が 1 件、田 1 筆 1,708 平方メートル、畑 1 筆 157 平方メートル、賃貸借権を設定する案件が 3 件、田 1 筆 482.0 平方メートル、畑 2 筆 360 平方メートル、使用貸借権を設定する案件が 1 件、畑 1.6 平方メートルです。

なお、事業を行う区域には、雑種地や宅地も含まれているため、実際の敷地面積は今回届出を行った面積よりも大きくなります。

これらの案件については、転用する農地が隣接し、同一の事業目的に供するため、議案説明及び図面は一括にまとめました。

51 ページが位置図、52 ページが案内図、53 ページが土地利用計画図となります。

また、参考資料として、別紙で筆界のわかる図面も配布していますので、合わせてご覧ください。

届出地は、金田小学校から西へ約 300 メートル、尾上野球場から北へ約 200 メートルに位置する農地で、転用目的は店舗（コンビニ）です。

(報告第 23 号表題部読上げ後)

55 ページをご覧ください。今回の届出件数は 1 件で、田 1 筆、面積 3,588 平方メートルです。

整理番号 16 番は、56 ページが位置図、57 ページが案内図、58 ページが土地利用計画図となります。

届出地は、松崎小学校から東南東へ約 350 メートル、市営住宅から北へ約 340 メートルに位置する農地で、盛土後はネギを作付するそうです。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願い
いたします。

1 番古川委員 報告第 23 号の整理番号 16 番について、どの程度盛土するの
でしょうか。

齋藤主事 届出書より、80 センチから 100 センチ盛土するとの事
です。

1 番古川委員 わかりました。

13 番山口委員 報告第 22 号で、今回転用された結果、残る農地を
確認させてください。

齋藤主事 今手元に資料がないので、後ほど回答します。

13 番山口委員 わかりました。

議長 ほかに質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもちまして、本日の議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

[閉会 10 時 7 分]